

日本成年後見法学会2023年度国際シンポジウム 〔成年後見制度における意思決定支援の役割〕

1 台湾の成年後見制度と意思決定支援をめぐる議論と進展

台湾大学法律学院教授 黄 詩 淳

1 はじめに

本稿は台湾の成年後見制度と意思決定支援をめぐる近年の議論と進展を紹介する。先に一言で結論をいうと、意思決定支援という概念は、障害者権利条約の影響で徐々に台湾で意識されはじめているが、まだ法律またはガイドラインの明文の規定として現れていない。むしろ医療や金融等の分野で少しの実践がみられる。

以下では、まず意思決定支援ともっとも密接に関連する成年後見制度の概要をまとめたうえで、意思決定支援が注目されはじめたきっかけ、すなわち障害者権利条約および台湾の2回の政府報告の内容・総括所見で勧告されたもの・国の対応を紹介する。具体的には民法の改正と金融業の対応に焦点を当てたい。

2 台湾の成年後見制度の概要

台湾の（法定）成年後見制度は、2008年に改正され、2009年11月23日から施行されている。さらに、2019年6月に民法が改正され、任意後見制度が施行された。法定後見制度は後見（原文：監護）と補助（原文：輔助）の二類型からなっている。

(1) 後見類型

「自ら意思表示できない者、あるいは意思表示を受領することができない者、または精神障害のためにその意思表示を弁識する能力を欠く者」は、裁判所の決定によって被後見人になる（台湾民法14条1項）。被後見人は行為無能力者とされ（同法15条）、多くの批判を招いている。⁽¹⁾ 裁判所は、適切な者の中から、1人または複数の後見人を選任する（同法1111条1項）。日本法と異なるのは、台湾

(1) 岡孝「台湾における成年後見制度の改正について」岡孝＝沖野眞巳＝山下純司編『東アジア私法の諸相』2～4頁、陳自強、村田彰＝周作彩共訳「台湾新成年監護制度の紹介」成年後見法研究8号（2011年）153頁。

では主管機関（県・市の社会局）も後見人に選任される資格を有すること、すなわち公的後見が制度上可能だということである。

成年被後見人の保護機関である成年後見人は、（その権限内において）被後見人の法定代理人であり、その代理権の範囲は包括的である（台湾民法1113条による1098条1項の準用）。

(2) 補助類型

「精神障害またはその他の知能上の障害のために、自ら意思表示をするかまたは意思表示を受領する能力が不十分な者、またはその意思表示の効果を弁識する能力が不十分な者」は、裁判所の決定によって被補助人になる（台湾民法15条の1第1項）。被補助人は、民法に定めた重要な財産行為をする場合に補助人の同意を要する（同法15条の2第1項）。このような定め方は、日本民法13条（保佐）に類似しているが、台湾の補助人の同意を得ずに上述の財産行為をした場合の法的効果は日本法とやや異なる。すなわち、補助人の同意を得ずに行った契約は、効力が未確定であり、確定的に有効とするには補助人の追認が必要である（同法79条）。また、補助人は日本の保佐人と異なり、取消権を有しない。

(3) 任意後見

台湾の任意後見制度は、2019年に民法の条文を改正するという形で導入されたもので、日本のような特別法様式ではない。⁽²⁾ 任意後見制度の新設は、台湾の成年後見制度をより障害者権利条約の精神に近づけるための改善の方法として位置づけている。⁽³⁾ しかし、この制度は日本と韓国より遅く立法されたにもかかわらず、硬直的であって、決して障害者権利条約が求める支援付き意思決定の枠組みに当たらない。⁽⁴⁾ まず、利用者が法定「後見」の要件に該当する必要がある。その後、裁判所による後見開始の宣告をもってはじめて任意後見契約の効力が発生する。つまり、要支援性が補助の程度でなければ、任意後見が始まらない。この点は、任意後見契約の効力発生要件が当事者の約定に任されるドイツ法や英米法の下では考えられないだけでなく、たとえ任意後見の開始が裁判所の判断に委ねられる日本法や韓国法の立場からしても理解しがたい。

次に、台湾の任意後見制度ではすべてのことに関して任意後見人にその代理権

(2) 韓国もまた後見契約制度を民法に入れた。それについて詳しくは、朴仁煥「韓国新成年後見制度の施行と課題」成年後見法研究11号（2014年）192頁。

(3) 衛生福利部「身心障礙者權利公約初次國家報告國際審查結論性意見回應表」90頁〈https://crpd.sfaa.gov.tw/BulletinCtrl?func=getBulletin&p=b_2&c=D&bulletinId=761〉。

(4) 黄詩淳「障害者権利条約が台湾の成年後見制度に及ぼす影響——任意後見制度の発足を中心に」沖野眞巳＝笠井修＝錢偉榮編『比較民法学の将来像：岡孝先生古稀記念論文集』206頁（勁草書房、2020年）。

を授与しなければならず、一部のことに係る代理権を留保してはならない。さらに、任意後見契約の効力が生じた後、本人は被後見人となり、行為能力を失い、台湾民法75条によればその意思表示が無効である。これらの特徴は、他の国の任意後見制度にみられないものである。このような法定後見の「後見」類型に限りなく近い任意後見は、魅力が低く、2019年6月施行以来2023年6月までの4年間、実際に機能しているのは3件のみである⁽⁵⁾。

(4) 利用状況

台湾の成年後見の利用状況については、司法院の統計データ⁽⁶⁾によると、2022年に後見開始の件数は4932件（うち任意後見が2件⁽⁷⁾）で、補助開始の数は1239件で、合計6171件である。同じ年に日本の（任意後見監督人の選任を含める）成年後見制度の利用開始件数は、3万7672件である⁽⁸⁾。日本の人口数が台湾のその約6倍であることを考えれば、成年後見制度の利用率はさほど変わらない。また、10年前の2012年に台湾では後見開始の数が2806件で、補助開始の数が537件であった。この10年間、成年後見の利用者数は約2倍近く増えた。これは人口増加が理由ではない。2012年に台湾の人口数は2331万5822人であったのに対して、2022年の数は少し減って2326万4640人である⁽⁹⁾。成年後見の数の増加は、やはり人口の高齢化と家族関係の変化に関係すると考えられる。

また、2018年から司法院は以前より進んで成年被後見人等の年齢・性別および成年後見人等の種類（本人との関係）・性別に関する統計を公表している。そのうち、成年後見人等の種類について、2022年のデータを見ると、家族後見人は6191人（95.4%）、主管機関（公的後見人）276件（4.2%）、社会福祉団体は10件（0.2%）、その他は15件（0.2%）である。約10年前に筆者が士林地方裁判所の裁判官から取得したデータも、似たような割合であった⁽¹⁰⁾。要するに、台湾ではいまだに家族後見がほとんどであって、日本のような成年後見の社会化の現象がみられていない。それは家族がうまく機能しているからではなくて、主管機関が後見人を担当する意欲が低く、他に適切な第三者後見人（社会福祉団体や専門職後見

人）がいらないため、裁判所がやむを得ず家族を後見人に選任したからである⁽¹²⁾。

3 障害者権利条約の第二回審査と総括所見

台湾は国連の加盟国ではなく、近年は、条約を一方的に批准し、施行法を制定するという方法で国際人権条約の国内法化を図っている。障害者権利条約の施行法は2014年に効力を生じ、2016年に条約が国会で可決された。また、一般の締約国のように国連の障害者権利委員会に報告を提出して審査してもらうことができないため、政府が自ら委嘱した専門家によって審査委員会が構成されており、そこで報告が審査されている。具体的には2017年に初回審査が行われ、総括所見（concluding observation）が出された。この経緯と内容はすでに詳しく紹介されたため、本稿はその後の進展を述べることにする⁽¹³⁾。

(1) 初回審査後の国の対応

初回審査を受けて、国は改善策を出した。条約12条に関するものは3点にまとめることができる。第1は2019年に任意後見制度を民法に新設すること、第2は条約に対する理解を深めるための裁判官の研修プログラムを実施すること、第3は患者自主権利法の立法と施行（2016年公布、2019年施行）である。その中で、患者の医療決定における本人の意思尊重あるいは意思決定支援に関するポイントは、インフォームド・コンセントの主体は患者本人であることが強調され、また、医療行為に関する事前の意思決定（Advance Decision 制度、さらに医療同意代行人の選任）が明文化された。ただ、AD制度および医療同意代行者の指定を行えるのは完全行為能力者に限られる（患者自主権利法8条1項）。障害者は排除されていないものの、成年被後見人となったら、行為無能力者となり、医療同意能力があるかを問わず、もはやこれらの医療における意思決定支援制度を利用できなくなる。以上の述べた法律のほか、意思決定支援に関する他の法制度（たとえば日本のようなガイドライン）は存在しない。

(2) 第二回政府報告書の提出

初回報告以降、4年ごとに政府報告を提出しなければならない（障害者権利条約施行法7条1項）。そこで、2020年末に第二回政府報告が公表された。条約12

(5) 司法院の公表されたデータには任意後見の件数に言及していない。このデータは、鄧学仁教授のご協力により司法院の内部から取得したものである。

(6) 司法院「地方法院監護及補助宣告事件裁定為受監護補助宣告之當事人狀況一按事件別分」〈<https://www.judicial.gov.tw/tw/lp-2268-1.html>〉。

(7) 2件とは任意後見契約が効力を生じたものである。これに対して、2022年任意後見契約が締結（成立）されたのは289件である。

(8) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況——令和4年1月～12月——」2頁。

(9) 黄詩淳「台湾の成年後見の現状と課題」成年後見法研究11号（2014年）161頁。

(10) 内政部戸政司「縣市人口按性別及五齡組」〈<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>〉。

(11) 黄詩淳・前掲（注4）165頁。

(12) 2012年11月9日に台湾大学法律学院で行われた「監護宣告之実務与課題」座談会における詹朝傑裁判官の発言。「監護宣告之実務与課題座談会紀錄」黄詩淳・陳自強編『高齢化社会法律之新挑戦——以財產管理為中心〔2版〕』448～449頁（新学林、2019年）。

(13) 初回政府報告書と総括所見については、長瀬修「障害者権利条約中華民国（台湾）初回報告総括所見（上）、（中）、（下）」福祉労働158号142～149頁、159号154～160頁、160号147～152頁（2018）、黄詩淳・前掲（注4）165頁。審査委員会のメンバーの紹介と審査のいきさつについて、長瀬修「障害者権利条約の報告と審査——台湾（中華民国）政府審査とその経験」立命館生存学研究2号127～155頁（2019年）。

条にかかわる内容は、初回報告と比べたら充実度が上がっている。そのポイントは以下の4点である。まず、台湾民法は、裁判所が後見人を選任する場合および後見人が職務を執行する場合のいずれも「本人の意思を尊重して、最善の利益を図る」と定めているので、支援付き意思決定の趣旨を反映している。第二に、任意後見制度が2019年に導入された。第三に、主管機関と社会福祉団体が法人後見人を担当することに関しては、国はすでにきめ細かい規定を制定して、さらに後見と補助に要する鑑定費用を補助すること、第四に、「患者自主権利法」によって医療に関する事前決定 (advance decision) を明文化して、より障害者の権利を保障していることが挙げられている。

(3) 第二回審査の総括所見

本来、2021年に第二回審査が行われるはずであったが、コロナ禍が原因で一年間延ばされ、2022年8月に審査され、総括所見が発表された。条約12条に関しては以下の5点の懸念が表明された。1点目は、代替的意思決定から、個人の意思と選好を尊重する支援付き意思決定に切り替えていない。そのうえ、意思決定支援制度を整備し、現行の成年後見制度を取り代えること、さらに、法曹の研修を強化し、一般的意見第1号(2014年)に挙げられた「個人の意思と選好の尊重」が「最善の利益」原則の適用に取って代わることを審査委員会は勧告した。次に、2点目と5点目は刑法と精神衛生法に関する規定を改正すべきだと指摘するものであるため、本稿では詳しく検討しない。さらに、3点目と4点目はともに金融サービスに関するものである。すなわち、障害者が金融サービス、たとえば銀行口座の開設、財産の所有と相続、自己の会計の管理、銀行貸付け・抵当または他の形態の金融上の信用の利用に関して差別されないよう確保する制度が存在しない。次に、障害者が他の者との平等を基礎として金融サービスを受けるため、金融機関が相応するルールと研修を設けなければならないが、それを監督・評価するための制度が不十分である。そのため、金融機関における障害者に対する差別の解消を国に勧告した。このように、今回の総括所見は、成年後見制度以外に、金融の平等的な利用を詳細に指摘するのが特徴的である。これは初回審査になかったものであり、東アジアの国(中国・日本・韓国)の総括所見にもみられない内容である。

(14) 衛生福利部「身心障礙者權利公約(CRPD)第二次國家報告」〈https://crpd.sfaa.gov.tw/BulletinCtrl?func=getBulletin&p=b_2&c=D&bulletinId=1452〉。

(15) 衛生福利部「身心障礙者權利公約(CRPD)第二次國家報告國際審查會議結論性意見中、英文版」〈https://crpd.sfaa.gov.tw/BulletinCtrl?func=getBulletin&p=b_2&c=D&bulletinId=1710〉。

4 成年後見制度の改正動向と金融サービスの改善

以上の総括所見による勧告を受け、台湾政府は今後の対応策を2023年3月に発表した。本稿では、条約12条にかかわる意思決定支援の諸措置のうち、成年後見制度と金融サービスの部分を取り上げて詳しく検討するが、刑法と精神衛生法の部分は省略する。

(1) 成年後見制度の改正

(A) 民法改正に関する法務部の意向

まず、法務部は、上述した政府の対応策において、被後見人を行為無能力者とする民法の規定が障害者権利条約の精神に合致しないことをようやく正面から認めた⁽¹⁶⁾。すなわち、法務部は、国家人権委員会の見解を引用し、「台湾の後見類型は、意思決定能力 (mental capacity) をもって法的能力を否定する制度であり、条約12条の趣旨に合わない。(中略) 一般的意見第1号にしたがって多様な意思決定支援に代替的意思決定を置き換えていない。とりわけ障害のある成年者にとって、裁判所が強調する最善の利益の原則は、12条における個人の意思と選好の尊重の原則に合致しない」と述べている。次に、法務部は、成年後見制度の改正について、「我が国の成年後見制度と障害者権利条約との対応・調整を図る上で、諸外国の法律、学説と実務経験等を収集・分析する必要があるため、2020年に本部は大学に研究を委託し、『民法総則における後見と補助に関する規定の改正必要性』という研究を行ない、報告書を提出した。さらに、成年後見制度の運用は、他の官庁が所轄する業務(裁判所の手続き、医療専門家による鑑定、福祉サービス用の障害レベル認定等)と関わる場合もあるため、法改正は、関連当局の担当者と民間団体の代表から意見を伺う必要がある」と慎重な意見を示している。そして、その中に挙げられた研究報告書は、筆者が委託を受けて2020年に書きまとめた成果である(以下、「2020年報告書」と略称する)。⁽¹⁸⁾

法務部は、今後は、研究者・専門家・関連団体を招いて成年後見制度の改正必要性に関する諮問会議を開くとともに、2024年末まで民法の改正案を提出するという具体的な対策を発表した。

(B) 2020年報告書が示した改正方向

上述のように、2020年報告書が政府の対応書類として取り上げられたため、今

(16) 衛生福利部「身心障礙者權利公約(CRPD)第二次國家報告結論性意見行動回應表第2稿」〈https://crpd.sfaa.gov.tw/BulletinCtrl?func=getBulletin&p=b_2&c=D&bulletinId=1777〉。

(17) 衛生福利部・前掲(注16)49頁。

(18) 黃詩淳・吳建昌等「民法總則編監護及輔助宣告規定有無修正必要之研究」法務部委託研究案成果報告書(2020年)〈<https://www.moj.gov.tw/2204/2645/2687/83306/>〉。

後の法務部が行う法改正の際に、当該報告書は参考となるかもしれない。以下ではその提示した改正方向を簡単に紹介する。

まず、後見と補助の二つの支援手段を維持するが、条約12条2項の法的能力の平等に抵触しないよう、支援手段を法的能力の制限に直結させないようにする。具体的には、後見と補助に関する規定を、行為能力について定めている総則編から削除するか、または必要な部分（たとえば後見と補助の申立人に関する部分）を残しながら親族編に移動し、後見と補助を意思決定支援の方法として位置づけさせる⁽¹⁹⁾。それぞれの内容は以下のように改正する。

後見は包括的な法定代理権による支援方法であり、その適用者をできるだけ制限したい。たとえば、植物状態や最小意識状態の患者に限られる。このような者は自ら法律行為を行う可能性が低いため、その保護のためにあえて本人の行為能力を制限する必要がない。そのため、現行の民法15条の行為無能力の規定を削除する。つまり被支援者の法的能力は、後見によって影響されない。また、補助については、重要な財産処分について補助人の同意を要するという現行制度は、被支援者の決定権利を奪うわけではないが、問題は、重要な財産処分の種類が先に定められており、その範囲を拡大できるが、縮小できないことである。言い換えれば、被支援者の実際のニーズによって弾力的に調整できないのである。そのため、同意必要な事項は、拡大・縮小の両方を可能にするように改める。このことは条約12条4項の必要最小限の原則にも合致する。さらに、補助人に特定行為の代理権を与えるための定めを新設し、これもまた裁判所が被支援者の需要に応じて指定するものであって、条約12条4項の精神に相応しくなる。要するに、台湾の補助制度を、日本の補助類型に近づけることとする。そうすると、本人の無思慮あるいは判断能力の不足で不利な取引を行うことを防ぐためには、補助制度を利用することとなり、本人の行為能力が制限されていない後見制度が魅力的ではなくなる。後見の利用は最小意識状態の患者に自然に狭められることとなる。

その他、この報告書は、「(客観的な)最善の利益」ではなく、できるだけ「本人の意思」を尊重するという改正、また、定期的な報告制度の整備をも提案したが、本稿では省略する。

(C) 諮問会議の概要

民法の改正を司る法務部は、成年後見制度の改正必要性に関する諮問会議を、2023年6月9日と7月12日に開いた。筆者は再度、上述(B)の報告書が提案する改正方向、すなわち補助類型をできるだけ弾力化させ、被後見人を完全な行為能力

(19) 黄詩淳＝吳建昌等・前掲(注18)136頁。

(20) 黄詩淳＝吳建昌等・前掲(注18)136～138頁。

(21) 黄詩淳＝吳建昌等・前掲(注18)138～139頁。

者に改めることによって、(現在の)後見の利用者が補助類型に切り替え、補助類型が自然に拡大するという意見を示していた。残念ながらこの方向に賛同する者は少数の研究者のみである。多くの専門家、とりわけ裁判官、弁護士や社会福祉団体の代表は、行為無能力を基本とする現行の後見類型を変更してはならないという意見を有している。それは家族(後見人)の後見事務の遂行の便利性および本人財産の保護が理由である。

次に、補助類型の弾力化、とりわけ被補助人のニーズに応じて個別的な代理権を付与する提案も、一部の研究者に疑われる。すなわち、台湾の通説によれば、被補助人は制限行為能力者ではなく、完全行為能力者である⁽²²⁾。それを前提とするなら、特定の行為に関して補助人が法定代理権を有するという論理が通じないとこれらの論者に主張される。つまり、法定代理人は行為能力がない者あるいは制限される者のために存在する機関であるという伝統的な理解に立っているので、完全行為能力者である被補助人に法定代理人を設けさせることが理にかなわないという考え方である。この考えには二つの問題点がある。一つは、被補助人が重大な財産行為について補助人の同意を経る必要があるのに、通説はこれを無視し、被補助人を完全行為能力者に定義することである。それと比べて、日本では一般的には被後見人・被保佐人・被補助が未成年者とともに制限行為能力者と位置づけられる⁽²³⁾。もう一つの問題点は、行為能力に制限を受けている者だけに法定代理権という支援手段が可能だという考え方である。この二つの固着観念を変えないと、台湾の成年後見制度を条約の趣旨に近づけることが困難であると思われる。

以上の状況に鑑み、法務部が果たして2024年末に成年後見に関する改正案を提出できるか、提出したとしてもその内容が条約の求める支援付き意思決定に相応しいかが非常に疑わしい。

(2) 金融分野における意思決定支援の進展

上記の3では、第二回条約審査の総括所見が金融の改革必要性を指摘したと述べた。実際に、それ以前、銀行業は、(障害者に)やさしい金融サービス・ガイドラインを2016年に公表したが、その内容は、主には物理上の改善措置、たとえば建築物の段差解消、オンライン面談、手話等に集中し、判断能力や認知機能に障害のある方に対する支援措置を含んでいない。

意思決定支援にかかわる進展は、台湾では主に認知症患者に対する金融サービ

(22) 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」田山輝明編『成年後見制度と障害者権利条約——東西諸国における成年後見制度の課題と動向』93頁(三省堂、2012年)。

(23) 山野目章夫編『新注民法(1)総則(1)』412頁[小池泰](2018年、有斐閣)。

(24) 中華民国銀行商業同業公会全国連合会「銀行業金融友善服務準則」〈<https://www.ba.org.tw/accessibility/index>〉からダウンロードできる。

5 むすびに

これまで述べてきた台湾の制度的特徴をまとめる。この数年間、台湾民法の成年後見制度は、条約の審査によって改正の必要性が認識されているが、専門家の考え方が保守的であるため、2024年末までに抜本的な改革案が出る可能性が高い。つまり、成年後見制度における支援付き意思決定があまり期待できない。これに対して、医療分野の法律（緩和医療条例、患者自主権法）が事前指示と医療決定代行者の指定を徐々に認めているので、その意味では支援付き意思決定が医療法において先に進んでいる。さらに、金融サービスを利用する障害者の権利が、条約審査の総括所見に注目されたほか、金融監督管理委員会と金融業者の積極的な態度の下でさまざまな意思決定支援の試みが行われている。総じて、台湾の意思決定支援は、民法以外の分野から少しずつ実践していくのが現状である。それが最終的に成年後見制度に影響を及ぼすことが期待される。

日本成年後見法学会2023年度国際シンポジウム 〔成年後見制度における意思決定支援の役割〕

2 韓国における意思決定支援の 制度化の模索

仁荷大学教授 朴 仁 煥

1 韓国成年後見制度の特徴、現状、問題点

韓国の成年後見制度の概要や変遷については既にこの学会で報告させていただいたことがある。そこで、ここでは簡単に言及するにとどめる。

韓国の旧制度については、過剰介入によって本人の自己決定権が侵害されることが現実的にはあまり利用されていなかったことが批判された。その代わり家族による事実上の後見という一種の脱法的慣行が広がっていたが、法的不安定のほか、核家族化による家族の保護機能の退化、家族による搾取と虐待の頻発などが浮き彫りになった。そこで、成年者保護制度の整備の要求が高まり、新しい成年後見制度の導入の背景となった。その理念的基礎は保護主義から自己決定、すなわち、自律性の尊重へといえる。自己決定の尊重は、後見の介入をできるだけ自制する形で新制度に反映された。まず、過剰介入を避けるため具体的な保護必要性に対応すべく保護類型と保護措置を多様化かつ柔軟化した。後見人に身上決定権が付与されても、可能な状態であれば本人が決定することが明文化されていることも同じ趣旨である。そして、後見人は本人の福利に反しない限り本人の意思を尊重する旨も規定されている。韓国の法定後見は成年後見、限定後見、特定後見と3類型に分けられている。成年後見は身上決定権付与の審判ができるほかには日本の後見とあまり変わらないが、限定後見や特定後見は、日本の保佐とか補助とは異なり、保護措置を柔軟に構成することができる。同意留保の決定がない限り被限定後見人は行為能力の制限がない。特定後見は特定事務若しくは一定期間のみで開始される。なお、日本の制度を参考して後見契約も新設されたが、その利用は極端に稀である。

制度利用の現状と問題点を見る。

2013年新制度の施行から成年後見開始申請の件数は毎年3倍ぐらい増えてきて、2022年20,000件前後に上っているが、そのうち80%が成年後見類型に集中し